

令和元年10月18日

役員への制裁処分の実施について

当法人経営委員会は、本日付で、下記役員を制裁処分といたしました。
このような事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。
本事案を重く受け止め、全役員に対する綱紀粛正と研修等を通じた再発防止策の徹底により、国民の皆様から信頼される組織づくりに努めてまいります。

記

1. 被処分者及び処分内容

(被処分者) 理事長
(処分内容) 減給(期間6ヶ月、俸給月額5分の1相当)

2. 処分の理由

内部統制の要である被処分者が、疑念を招きかねない行為を重ねた上、当該行為につき複数回通報等がなされたのに、それを監査委員及び経営委員長等に報告するなどの内部通報扱いを速やかにせず、内部統制上の迅速な対応を怠ったため。経営委員会の上記処分の議決は、全員一致による。

○ 具体的には、経営委員会としては、以下の判断を行った。

- ① 特定の女性職員と多数回にわたり会食を行うなど特別な関係にあることを疑われかねない行為があった。
- ② 被処分者に提供されている公用車に当該職員を複数回にわたり同乗させており、上記①を合わせて勘案すると、公私混同を疑われかねない行為があった。
- ③ 当該職員の採用が、当時、被処分者による情実採用であったと認定することはできないが、被処分者が過去の勤務先に対して職員公募採用の応募方法を情報提供し、これに当該職員が

応募しており、上記①・②を合わせて勘案すると、少なくとも結果的には被処分者による情実採用を疑われかねない状況があった。

- ④ 上記①～③のような被処分者と当該職員との特別な関係、被処分者に提供されている公用車への当該職員の同乗、被処分者による当該職員的情実採用を指摘する被処分者宛て書簡等の送付があったにも関わらず、それを監査委員及び経営委員長等に報告するなどの内部通報扱いを速やかにしなかった。

これらは、当法人の「行動規範」で定める「【3】法令等の遵守と高い職業倫理の保持」及び「【9】違法行為、不正行為の報告」に反し、又はこれらの趣旨に照らし不適切であり、当法人の「制裁規程」で定める「管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為」に該当する。

3. 再発防止策

内部統制体制の一層の強化を図るため、全役職員を対象とした臨時のコンプライアンス研修を実施するとともに、当法人の全役職員が遵守すべき「行動規範」の内容についても、再度、周知徹底する。

4. その他参考事項

- 昨年12月来、当該職員が役職者と特別な関係にあるとのメールや、被処分者と当該職員との特別な関係、被処分者の公用車への当該職員の同乗、当該職員の被処分者による情実採用等を指摘する被処分者宛て書簡等が数回にわたりあった。

この間、被処分者は、これを内部通報事案として処理しなかったが、9月中旬に至り、内部通報事案として取り扱うこととした。

- 上記書簡等に関し、当法人の監査委員による被処分者を対象とした調査に対して、被処分者は以下のとおり説明している。

- ① 当該職員との特別な関係はなく、当該職員から相談を受けていたにすぎない。
- ② 当該職員を公用車に同乗させた事実はあるが、相談を受ける会合に出向くためであった。
- ③ 当法人の職員公募採用の際、当該職員に対し個人的に直接応募するよう勧めた事実はない。採用に当たって当該職員を優遇するよう働きかけることも一切していない。
- ④ 書簡等について、一部の職員に情報を共有していたほか、顧問弁護士にも相談していた。

以上